

エガス, モニス バンディラ

学位の種類 博士 (法学)

学位記番号 法博第137号

学位授与年月日 平成31年4月17日

学位論文題目 China and the Globalization of Constitutions: Constitutional Thought in the Qing Empire(1838-1911)

論文審査委員(主査) 阿南 友亮

戸澤 英典

ヨアヒム・クルツ

論文内容の要旨

本論文は、19世紀の中国(清朝)に憲法概念がどのように伝わったのか、また、清朝の知識・政治エリートたちが憲法概念についてどのような議論を積み重ねて中国初の憲法大綱(「欽定憲法大綱」)を生み出すに至ったのかについて、史料調査から得られた新たな発見を提示しつつ、先行研究の理解に修正を迫る新たな解釈を提示している。本論文は、序論、第1章から第5章までの本論、そして結論から構成されている(英文668ページ)。清朝は、1908年に「欽定憲法大綱」を制定したものの、それを正式な憲法として公布する前に1911年の辛亥革命に直面し、1912年に滅亡した。このため、1912年に公布・施行された「中華民国臨時約法」(暫定憲法)の方が中国の政治史・法制史における画期的な出来事として学術的に注目され、高く評価されてきた。これまでの通説によれば、清朝では1904年に勃発した日露戦争における日本の勝利を主たるきっかけとして、立憲制の導入が国力増大につながるという考えが知識・政治エリートの間で急速に広まり、これが清朝による憲政編查館の設立と同機関による「欽定憲法大綱」の制定につながった。そのような経緯でつくられた清朝の憲法大綱は、基本的に明治憲法(「大日本帝国憲法」)のにおかづくりの模倣品であるという評価にあまじってきた。これに対して、序論では、憲法という概念がいつ頃清朝に輸入されたのか、また、憲法について清朝の知識・政治エリートの間でいかなる思想・運動が生まれ、それがどのようにして「欽定憲法大綱」に結実したのかを一次資料を用いて洗い直し、清朝における憲法制定の意義を改めて吟味することの必要性が説かれている。その後の本論では、憲法の制定がにおかづくりのものではなかったこと、また、決して日本や欧米列強にのみ触発されたわけではなく、20世紀初頭に見られた世界的な憲法制定ブームの過程における憲法を持たない複数の君主国とのインターアクション(相互作用)の成果であったことが実証的に論じられている。

第1章では、憲法という概念が中国にもたらされた歴史ならびにその用語や解釈をめぐる変遷の歴史に関する研究成果が提示されている。憲法や議会の導入を視野に入れた政治改革をめぐる議論が清朝で盛り上がりを見せたのが1890年代(特に1895年における日清戦争の終結以降)であったため、先行研究では1890年代以降の憲法をめぐる議論が注目されがちであった。これに対し、本論文の第1章は、憲

法という概念が最初に中国語に翻訳され、中国語文化圏で紹介された 1838 年にまで遡り、それ以降清朝の知識・政治エリートによって憲法をめぐる議論が醸成されていく過程が丁寧に分析されている。1838 年にアメリカの宣教師イライジャ・ブリッジマン (Elijah Bridgman) によって書かれたアメリカ合衆国の憲法や政治体制に関する中国語の書籍 (『美理哥合省國志略』) がシンガポールで出版されると、瞬く間に中国の知識・政治エリートに注目されるようになった。例えば、同書の内容は、幕末日本の政治思想に影響を及ぼした魏源の『海國図志』(1843 年) でも引用された。『美理哥合省國志略』では、英語の constitution の中国語訳として「政體」という言葉が用いられていた。第 1 章では、「政體」を含めて 42 個の constitution の中国語訳が紹介され、それが掲載された書物とそれぞれの執筆者に関する詳細な実証研究の成果がまとめられている。そのなかで、「憲法」という訳語が清朝の思想家で欧州各国を歴訪した王韜の 1870 年の著書『法國志略』において初めて使われたことが指摘されている。第 2 章では、1898 年に始まった光緒帝と康有為・梁啓超といった変法運動の担い手たちによる政治体制改革の試み (「戊戌の変法」)、そして西太后の下で 1901 年以降進められた諸改革 (「光緒新政」) が展開されていた時期における康有為などによる憲法をめぐる議論が分析の対象となっている。清朝では、この時期に、憲法を国家の安寧と富強に資する政治的装置、換言すれば、相次ぐ民衆反乱と対外戦争によって危機に瀕した清朝を建て直すための手段としてとらえ、そうした立場から憲法の導入を訴える言説が展開されるようになった。第 3 章は、日露戦争と並行する形で清朝において展開された憲法をめぐる議論の再検証をおこなっている。この時期の清朝では、憲法を持っていた日本が憲法を持たないロシアに勝利したことを一因として、憲法が政治談義の重要論題の一つとなった。先行研究で指摘されてきたように、当時の清の知識・政治エリートが日本の憲法に高い関心を示し、盛んに情報収集をしていたことは本論文でも確認されている。しかし、それが第 3 章の議論の核心ではない。

第 3 章の主眼は、日露戦争後の 1905 年にロシアのロマノフ王朝やイランのガージャー朝で相次いで発生した憲法導入の動きが当時の清朝で研究の対象となり、清朝における憲法導入に関する言論に少なからぬ影響を及ぼしたことを明らかにすることにある。つまり、日本のように既に憲法を導入した君主国の事例のみならず、清朝と同時並行で憲法の導入をめぐる試行錯誤を繰り返していた他の君主国の事例もまた清朝における憲法大綱の制定にとって重要な促進剤となったのである。一方、ロシアやイランにおける憲法導入をめぐる動きが政情不安を招いたことは、憲法導入に慎重なグループの意見を補強することとなり、清朝における憲法導入をめぐる緊張と対立のエスカレーションを招いた。第 4 章は、清朝が 1906 年に考察政治館 (後の憲政編查館) を設立し、憲法制定に向けて動き出した時期における清の知識・政治エリートによる憲法導入の意義に関する多種多様な議論を幅広く分析している。この章では、川島真氏の『中国近代外交の形成』(名古屋大学出版会、2004 年) において指摘された中華民国前期の外交の特徴 (主権国家の理念的な立場を活用して、国権を守り、国際的な地位を向上させる) と同様の問題意識を 1906 年から 08 年にかけての憲法導入をめぐる議論にも見出すことができるという指摘がなされている。また、憲法が国際的地位の向上につながるという議論以上に、憲法が軍事力と経済力の増大をもたらし、国際競争力を高め、清朝が列強に対抗することを可能にするという主旨の議論が当時の論壇で盛り上がっていたという見解も

示されている。第5章は、1908年に「欽定憲法大綱」が制定される前後から1911年までの時期において浮上した複数の憲法草案、同時期に清朝が進めた外国の憲法の翻訳事業、「欽定憲法大綱」の制定過程、そして憲法制定をめぐる国際的なインターアクションに焦点をあてている。第5章では、清朝における「欽定憲法大綱」の制定が、1908年のオスマン・トルコにおける「青年トルコ人革命」による同国の憲法の復活とほぼ並行する形で進められていたことが指摘され、オスマン・トルコにおける憲法復活が清朝の知識・政治エリートの間ですみやかな憲法導入を求める声を増幅させたことが明らかにされている。その際の議論でも、やはり憲法の導入による国家の脆弱性の克服が主要な論点となった。「欽定憲法大綱」を制定する作業の一環としておこなわれた外国の憲法の翻訳作業では、34もの憲法の翻訳版が作成された。そこには、日本や欧米の憲法のみならずロシア、イラン、トルコなどを含む数多くの国と地域の憲法が含まれていた。第5章では、そのことを根拠に「欽定憲法大綱」を明治憲法の模倣と見なすのは適切ではないという指摘がなされている。

「欽定憲法大綱」が明治憲法の模倣ではなかったという本論文の評価は、「欽定憲法大綱」に対する日本の影響が限定的であったということの意味するものではない。第5章では、1900年に東京法学院（現在の中央大学）を卒業し、1912年に早逝した北鬼三郎が1908年2月に自主的に作成した清朝の憲法草案（「大清憲法案」）が「欽定憲法大綱」の制定過程に及ぼした影響が高く評価されている。ただし、北鬼の事例を通じて強調されているのは「日本の作用」というよりも、むしろ清朝における憲法の制定が国家の枠を超えたグローバルなインターアクションの産物であったという点である。以上の議論を踏まえた本論文の結論は、3つにまとめられる。（1）清朝における憲法制定をめぐる動きは、19世紀末における国外からの圧力でにわかに盛り上がった場当たりのものではなく、1838年以降、清朝の知識・政治エリートたちが半世紀以上の時間をかけて憲法概念をじっくりと吟味・消化しつつ醸成させたものである。（2）「欽定憲法大綱」の制定は、明治憲法の短絡的な模倣ではなく、20世紀初頭におけるロシア、イラン、トルコにおける憲法導入・復活をめぐる動きと連動しており、清朝の知識・政治エリートによる数多くの国外の憲法に関する研究と国外の人士による多様なインプットから成るグローバルなインターアクションの産物であった。また、その意味で「欽定憲法大綱」の制定は、20世紀初頭に起きた“Global Eurasian Wave of Constitutionalism”（ユーラシアにおける憲法制定のグローバルな潮流）の一部を構成していたととらえることができる。（3）清朝における知識・政治エリートの憲法に関する議論では、主として国家存亡の危機を克服するための手段・装置として憲法が位置づけられていた。換言すれば、清朝の知識・政治エリートは、皇帝専制国家から立憲君主制の国民国家へと転換する必要性を痛感するなかで、当時国民国家の制度的基準とみなされていた憲法を重視するようになったのである。

論文審査結果要旨

本論文は、主として、次の点において高く評価できるものである。

(1) 中国語、英語、日本語、ドイツ語、ロシア語、フランス語、韓国語など 14 種類の言語で書かれた多様かつ大量の一次資料を幅広く収集・調査し、先行研究では見落とされていた新事実を数多く発掘した。(2) 清朝による憲法制定の問題を「憲法を持たない清朝（前近代）VS 憲法を持つ列強（近代）」という構図のなかでとらえる傾向が強かった先行研究に対して、清朝の「欽定憲法大綱」を 20 世紀の幕開けの時点で憲法を持っていなかった中国・ロシア・イラン・トルコといった君主国間のインターアクションの一環としてとらえる新たな視座を提示した。(3) これまでもっぱら中国史という学術的括りのなかで研究・議論されてきた清朝における憲法導入の動きを特定の国家や既存のディシプリンといった枠を越えたグローバルヒストリーの文脈のなかに位置づけるという学術的試みに成功した。(4) 本論文の執筆者であるエガス・モニス・バンデイラ氏は、東北大学大学院法学研究科とハイデルベルグ大学哲学部の国際共同博士課程に所属し、もともとは主として中国と欧米圏の先行研究を参照していた。しかし、研究の過程で、清朝における憲法をめぐる動きを研究するには同時代の日本語文献および日本語で書かれた先行研究を読むことが重要な課題になると認識し、東北大学に滞在していた期間に高い言語能力を発揮して日本語の文献をひろく分析し、それを踏まえて本論文の議論を組み立てた。日本語による研究成果があまり参照されないという近年の欧米圏における中国研究の趨勢に鑑みれば、中国、欧米圏、日本の先行研究を幅広く網羅し、それぞれのコミュニティにおける議論を融合させた本論文の希少価値は高いといえる。一方、本論文については、幾つかの課題を指摘することができる。(1) 清朝による憲法制定過程をグローバルな枠組みでとらえるために、先行研究よりも広い視野で清朝に対する海外からの多様なインプットを非常に丁寧に取り上げているものの、清朝からのロシア、イラン、トルコといった他の君主国へのインプットについては十分に分析したとはいえない。本論文では、19 世紀半ば以降出版された憲法に関する中国語の書籍が日本に及ぼした影響については比較的詳しく分析されているが、20 世紀初頭の“Global Eurasian Wave of Constitutionalism”における清朝の役割を包括的に評価するには、上記の国々への清朝からのインプットに関する分析・考察をさらに充実させる必要がある。

(2) 清末に立憲君主制の導入を志向した知識・政治エリートの議論と同時代に清朝を打倒して共和制に移行することを志向した革命派人士の議論を比較し、両者間の差異のみならず共通点や相互作用について、もっと踏み込んだ形で分析することが求められる。(3) 中国近現代史の分野において重要な論点になっている「憲政を伴わない憲法」の問題について、本論文の構想段階では取り扱う予定となっていたが、本論文では同問題の重要性について説明がなされただけで、本論文の研究成果を踏まえた執筆者自身の見解が明示されているといえない。これらの課題は、本論文の学術的意義を損なうものではなく、あくまで本論文の議論をさらに発展させるために、執筆者による検討・対応が期待されるものである。また、本論文が出版されるまでの過程において十分対応が可能なものであると判断される。以上により、本論文を、博士（法学）の学位を授与するに値するものと認める。